

12036P-00

1週間で仕上げる

**2026
年度版**

マンション 管理士 合格る チェックシート



TACマンション管理士講座 編



最新の法改正等に対応!!

- ★ **今年のヤマ、出題傾向**をずばり解説!
- ★ 合格に直結する論点を**55**に集約!
→ **見開きのシート**でしっかり整理
- ★ **直前期の最終確認**に必須の一冊!

TAC出版
TAC PUBLISHING Group

はしがき

マンション管理士本試験まで残りわずかとなってきました。本試験へ向けてラストスパートをかける時期です。この直前期の学習で重要なことは、今年の本試験で出題が予想される論点をマスターしておくことです。そこで、その要望にお応えするため、本書を制作しました。

マンション管理士試験は、合格率8～12%前後と非常に狭き門となっています。しかし、合格に必要な知識というのは、難問を解くためのものではなく、**基本的な問題をしっかりと解くために養うもの**です。マンション管理士試験も毎年すべての問題がまったく目新しい問題というわけではありません。その大半が過去出題論点の繰り返しになっています。つまり、**過去出題論点をしっかりと押さえおけば、合格は十分に可能**なのです。

本書は過去の出題論点や、ここ数年の出題傾向、最新の法改正情報を記載し、その中から特に出題可能性の高い論点を55のチェックシートに分類しました。この55のチェックシートを**1週間でマスター**できるように編集するとともに、受験生の方が陥りやすい間違いをイラストや図表にしたり、「**ポイント 1**」や「**解ける覚え方**」などのアイコンで解説をするなど、短期間で知識の復習ができるようにしました。また、この試験の特徴でもある、複数の法律にわたって出題される**複合問題対策**として、知識の横断整理ができるような構成としております。

これから本試験までの短い期間をどれだけ有効に使えるかが、合否を左右するといっても過言ではありません。**合格に必要な知識**をできるだけ多く、そして正確に覚えるため本書を活用し、受験される皆様が合格を勝ち取れますよう、心よりお祈りしております。

令和8年6月

TACマンション管理士講座

本書の特長と利用の仕方

直前フォーカス

各項目の簡単な内容や考え方、最後に覚えておくべきポイント、ヤマである根拠などを記載しています。今年の本試験にポイントを絞った最終確認と記憶ができます。



維持保全

建築確認・その他

直前フォーカス

建築確認は、防火地域等の他の建築基準法の規定とともにH24年、25年、28年で出題されている。本年度は改正もあったので注意しよう。また、違反建築物に対する是正命令はH20年、23年、26年で出題されている。

法改正

直近に法改正が行われ、その内容が今年の本試験から出題範囲となる箇所です。

●建築確認 法改正

区域	建築物の種類・規模等	新築	増築・改築・移転 ①	大規模修繕 大規模模様替 ②	用途変更 ③
全国どこでも	用途に供する床面積の合計が200㎡超の特殊建築物（共同住宅等）	○	○※	○	○
	①階数2以上（地下含む） ②延べ面積200㎡超 } どちらかに該当	○	○※	○	×
都市計画区域内等	上記の建築物以外	○	○※	×	×

※防火地域・準防火地域以外で増築・改築・移転に係る部分の床面積の合計が10㎡以内の場合は確認不要

コメント

理由の説明や発展的な重要ポイント、解答のための着眼点などを記載しています。本文とともにしっかり読み進んでください。

- コメント 1 防火地域又は準防火地域内にある場合は、面積に関係なく建築確認が必要
- コメント 2 大規模な修繕・模様替とは、主要構造部の1種以上に行われる過半の修繕・模様替をいう。
⇒排水管等の主要構造部に該当しない部分の修繕・模様替は建築確認の対象外
- コメント 3 例えば、共同住宅からホテル等に用途変更する場合は、建築確認が必要

●消防長等の同意

建築主事等又は指定確認検査機関は、建築確認をする場合においては、建築確認に係る建築物の工事施工地又は所在地を管轄する消防長又は消防署長の同意を得なければ、確認をすることができない。

本文

今年の本試験に出題される可能性の高い事項を図表で整理しました。必要に応じて具体的なケースを念頭に置きながら、ポイントを押さえることができるように記載しています。ここに記載されている事柄は、最低限確認しておきましょう。本試験で、きっと役に立つはずです。またキーワードは赤ゴシック表記になっていますので、どんどん覚えていきましょう。

●転貸借・賃借権の無断譲渡

転貸借・賃借権の譲渡は、賃貸人の承諾がなければ行うことができない。**無断**で転貸借・賃借権の譲渡(2)をし、第三者に賃借物の**使用・収益をさせた場合**、賃貸人は契約を**解除**することができる。(3)

ポイント 2

賃貸人が交代する際には、賃借人の承諾は不要である。

ポイント 3

無断転貸・譲渡の場合であっても、その行為が賃貸人に対する背信的行為と認るに足りない特段の事情がある時は解除することはできない。

●転貸借の終了

🔔 **今年のヤマ**

賃貸借の合意解除	賃貸人・賃借人間で賃貸借契約を合意解除しても、 転借人に対抗できない 。ただし、合意解除の時に、賃貸人が賃借人に対する 債務不履行による契約解除 が可能なときは、転借人に対抗できる。
債務不履行に基づく解除	賃借人の債務不履行で賃貸借契約が解除された場合、賃貸人が転借人に対して目的物の返還請求をしたときに、 転貸借契約は履行不能により終了する 。 解ける覚え方 転借人に賃借人に代わって賃料を支払うよう催告する必要はない。

●借地・借家の対抗要件

借地権の対抗要件	借地権者が借地上に自己名義で登記された建物を所有すること
借家権の対抗要件	借家の引渡し

●敷金について

敷金とは、不動産(特に建物)の賃貸借に関し、賃借人の賃料その他の債務を担保する目的で賃借人から賃貸人に支払われる金銭のことで、①**明渡し時**又は②賃借人が適法に**賃借権を譲渡**した時に賃借人に返還される。

解ける覚え方 敷金の返還と建物の明渡しは**同時履行とならない**。明渡しが先で、その後に敷金返還請求権が発生する。

この過去問に注意

Aがその所有する甲マンションの101号室をBに賃貸した場合、Bが101号室を、Aの承諾を得てFに転貸したときでも、AとBが賃貸借契約を合意解除すれば、Aは合意解除をもってFに対抗することができる。(H29年-13)

答 合意解除は、転借人に対抗することができない。

この過去問に注意

今年の本試験でそのまま出題されてもおかしくない過去の本試験の問題を掲載しています。各チェックシート学習の締めくくりとして解いてみましょう。

8

今年のヤマ

今年の本試験で狙われそうな箇所を示しています。

借

民法・区分所有

解ける覚え方

解答に役立つ視点からの覚え方が記載されています。実践的に覚えることができます。

目次

民法・区分所有法その他

 1 日目	① 消滅時効	2
	② 対抗要件・共有	4
	③ 抵当権・保証	6
	④ 債務不履行・契約不適合責任	8
	⑤ 相 続	10
	⑥ 不法行為	12
 2 日目	⑦ 不動産登記法	14
	⑧ 借地借家法・賃貸借	16
	⑨ 専有部分・共用部分	18
	⑩ 共用部分の管理	20
	⑪ 敷地・敷地利用権	22
	⑫ 区分所有者の権利義務	24
 3 日目	⑬ 管理組合・管理者	26
	⑭ 管理組合法人・理事	28
	⑮ 規 約	30
	⑯ 集会の招集手続	32
	⑰ 集会の決議	34
	⑱ 義務違反者に対する措置	36
	⑲ 所有者不明専有部分管理命令等	38
	⑳ 復 旧	40
	㉑ マンションの再生等	42
	 4 日目	㉒ 団 地
㉓ 団地内建物の建替え		46
㉔ 建物が滅失した場合		48
㉕ 被災区分所有法		50
㉖ 再生等円滑化法		52

規約・会計

㉗ 標準管理規約（専有部分・共用部分）	54
㉘ 標準管理規約（管理組合の業務）	56
㉙ 標準管理規約（役員）	58



30	標準管理規約（総会）	60
31	標準管理規約（決議事項）	62
32	標準管理規約（理事会）	64
33	標準管理規約（管理費・修繕積立金）	66
34	標準管理規約（会計・雑則）	68
35	団地型	70
36	会計（収支報告書と貸借対照表）	72

維持保全



37	建築基準法・居室に関する規定	74
38	避難に関する規定等	76
39	建築確認・その他	78
40	都市計画法	80
41	電気設備・換気設備・ガス設備・エレベーター	82
42	消防設備・消防法	84
43	給水設備	86
44	排水設備	88
45	水道法	90
46	建築構造等	92
47	耐震補強・耐震改修法	94
48	大規模修繕	96
49	長期修繕計画	98
50	マンションの断熱・防水	100
51	その他の設備・法令等	102



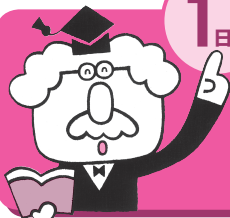
適正化法

52	用語の定義・管理計画認定制度等	104
53	マンション管理士	106
54	重要事項の説明その他	108
55	財産の分別管理その他	110

1週間で仕上げる

マンシヨ 管理士 合格る チェックシート

出るところ
予想



1日目

合格
チェック
シート 1

民法・区分所有法その他

消滅時効

直

前フォーカス

消滅時効は時効の完成猶予と時効の更新のどちらになるかに注意をしよう。裁判上の請求が終了した事由が、確定判決等で権利が確定したか、訴えの取下げ等で権利が確定しなかったかで、結果が変わる点に注意しよう。

●消滅時効

消滅時効とは、以下の期間の経過により、権利が消滅することをいう。

- | | |
|--|---------------------------|
| ①権利を行使することができることを 知った時 から5年 | } どちらか 早い方 で
消滅 |
| ②権利を行使することが できる時 から10年 | |
| (人の生命または身体の侵害による損害賠償請求は権利を行使できる時から20年) | |

●時効の完成猶予



時効の完成猶予とは、本来の時効期間が満了しても、ひとまず時効は完成しないことをいう。時効の完成猶予事由の主なもの以下の通り

完成猶予事由	完成猶予期間
裁判上の請求	左の事由の 終了時 （確定判決等により 権利が確定することなく 終了した場合（例：訴訟の取下げや却下）は終了後 6ヵ月 が経過した時）まで
支払督促	
訴訟上の和解・調停	
破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加 ①	
催告	催告の時から 6ヵ月 を経過する時まで ②

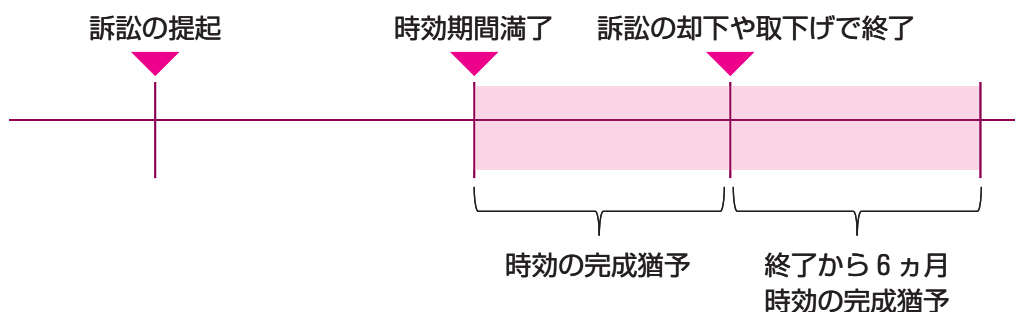
ポイント 1

破産手続が開始しただけでは時効の完成猶予は生じない（債権者が破産債権を届け出て破産手続に参加すれば完成猶予が生じる）。

ポイント 2

最初の6ヵ月の時効の完成猶予中に、再度の催告をしても、再度の催告による**時効完成猶予はされない**。

●確定判決等により権利が確定することなく終了した場合

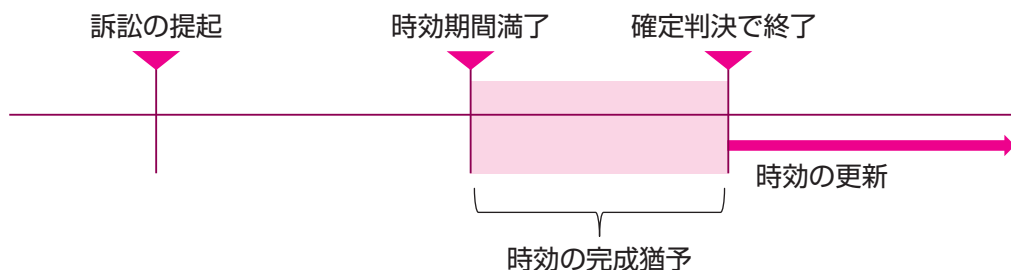


●時効の更新

時効の更新とは、時効を新たに進行させることをいう。時効の更新がされると、時効のカウントがゼロに戻り、再び進行する。主な更新事由は以下のとおり

- ①裁判上の請求等により**権利が確定**した（例：勝訴判決が確定した）。
- ②強制執行手続等を実施し終了した。
- ③債務者が債務を**承認**した。

●確定判決等により権利が確定した場合



●時効の援用

時効の効果は、その利益を受けるものが援用（主張）をして初めて効果が発生する。これを**時効の援用**という。

時効の援用は債務者本人に限らず、時効の利益を直接に受けることができる者であれば行使可能

〔例〕 物上保証人、抵当不動産の第三取得者、連帯保証人、連帯債務者等

●時効利益の放棄等

時効完成前に**あらかじめ**時効利益を放棄することはできない。

〔例〕 規約で滞納管理費が時効にかかっても援用しない旨を定めていたとしても、それは無効になる。

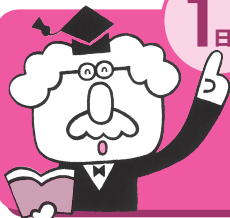
時効完成後に債務者が債権者に対して債務の承認をした場合は、時効完成の事実を知らなかったときでも、時効の援用をすることができない（判例）。

この
過去問に
注意

管理費を滞納している区分所有者Aが自ら破産手続開始の申立てをし、破産手続開始の決定がなされた場合、管理組合が滞納管理費債権について破産債権として届出をただけでは、時効の更新の効力は生じない。（R3年-13）

答

時効の更新は、権利が確定して手続が終了したときに生じる。 ○



民法・区分所有法その他

対抗要件・共有

直

前フォーカス

対抗要件は頻出論点である。また、民法の「共有の規定」は、マンションの専有部分や敷地等を共有する場合に適用される。「共用部分の共有」の規定との違いについて、区分所有法の論点と複合問題で出題されているので、注意したい。

●対抗するのに登記が不要な第三者

以下の者には、登記がなくても対抗できる。

①**無権利者**、②**不法占有者・不法行為者**、③**詐欺・強迫により登記を妨げた第三者**、④**登記申請の依頼を受けた第三者**、⑤**背信的悪意者**①

コメント

1

事実を知っていた上で、さらに信義に背くような行為をした者を**背信的悪意者**という。なお、「単なる悪意者」に対しては、登記がないと対抗**できない**。

●対抗するのに登記が必要な物権変動等

取消し 前 に不動産が第三者に譲渡された場合	①詐欺・錯誤→ 善意無過失 の第三者に 対抗できない 。 ②強迫・制限行為能力者→ 善意無過失 の第三者に 対抗できる 。②
取消し 後 に不動産が第三者に譲渡された場合	先に 登記 等を備えた方が優先する。
解除 前 に不動産が第三者に譲渡された場合	第三者は権利保護要件として 登記 が必要
解除 後 に不動産が第三者に譲渡された場合	先に 登記 等を備えた方が優先する。
遺産分割がなされる前に、共同相続人の1人が 勝手に単独でマンションを相続した旨の登記 を行い、第三者にマンションを譲渡した場合	共同相続人は 自己の持分 については、 登記がなくても 第三者に 対抗できる 。
共同相続人が、 遺産分割による登記をする前 に、共同相続人の1人が自己の持分を第三者に譲渡した場合	遺産分割により所有者となった相続人は 登記 をしないと、自己の相続分を超える部分については第三者に 対抗できない 。

コメント

2

登記は要件とされていない。

●共有者の持分に関する規定

	民法の共有	共用部分の共有(区分所有法)
共有持分の割合	共有者間で定めがない場合、各共有者の持分は 相等しいと推定される 。	各区分所有者の 専有部分の床面積の割合
共有持分の譲渡等の処分	各共有者が 単独 で行うことができる。	区分所有法で定める場合を除いてすることができない。
共有物の使用	共有者は 持分に応じた 使用ができる。	区分所有者は、その 用方に従った 使用ができる(持分に応じた使用ではない)。

解ける覚え方

協議に基づかずに共有物を占有している共有者に対しても、当然に明渡しを求められるわけではない。

●民法の共有物の保存行為・管理行為・変更行為



今年のヤマ

管理等の種類	要件	具体例
保存行為 3	各共有者が 単独 で可能	不法占有者への明渡請求
管理行為	共有持分の価格の 過半数 4	共有物管理者の選任・解任 建物は3年以下の賃貸借契約の締結 3
軽微変更行為		共有物の修繕等で形状・効用の著しい変更を伴わないもの
重大変更行為・処分行為	共有者 全員 の同意 4	共有物の売却、長期の賃貸借、共有物の増改築等で形状・効用の著しい変更を伴わないものを 除いたもの

コメント **3**

保存行為として、他の共有者の分も損害賠償請求することは**できない**。
不法占有者等への損害賠償請求は、各共有者が**持分に依拠して**行う。

コメント **4**

民法では、持分だけで共有者の頭数は要件となっていないが、区分所有法では、民法と違い、持分(議決権)だけでなく区分所有者数も要件とされている。

この過去問に注意

Aは、B及びCとともに甲マンションの102号室を共有しており、その共有持分は、Aが2分の1、B及びCがそれぞれ4分の1となっている。この場合、Aは、B及びC双方の同意を得なければ、102号室の管理者を選任することができない。
(R6年-12)

答

共用物の管理者は、共有持分の価格の過半数で選任できる。したがって、Aは、BかCのいずれか一方の同意を得れば管理者を選任できる。 ×

2026年度版

マンション管理士 出るところ予想 合格るチェックシート

発行日 2026 年 7 月 25 日

初版発行

編著者 TAC株式会社 (マンション管理士講座)

発行者 齋藤智記

発行所 TAC株式会社 出版事業部 (TAC出版)

〒101-8383 東京都千代田区神田三崎町3-2-18

電話 (営業) 03-5276-9492

FAX 03-5276-9674

<https://tacpub.jp>

© TAC 2026

管理コード 12036P-00

〈ご注意〉

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で複製(コピー)、転載、改ざん、公衆送信(ホームページなどに掲載すること(送信可能化)を含む)されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合、および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には、小社宛許諾を求めてください。